

## 第 24 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和 3 年 2 月 25 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1001学習室

開会時間 午後 3 時 3 分

### 出席委員

2 番委員	野 口 達 也	3 番委員	関 口 博 昭
5 番委員	瀧 柳 正 明	6 番委員	鳩 山 隆 史
7 番委員	元 木 幹 夫	8 番委員	榎 本 弘 行
11番委員	森 田 晃 章	12番委員	伊 藤 義 治
13番委員	原 勇	14番委員	井 上 一 郎
15番委員	熊 井 守	16番委員	杉 崎 一三六
17番委員	富 澤 保 夫	18番委員	荻 本 末 子
19番委員	小 野 一 弘	20番委員	井 上 眞 一

### 欠席委員

1 番委員	吉 井 美華子	4 番委員	土 方 清 一
9 番委員	川 端 宏 志	10番委員	鈴 木 正 勝

### 事 務 局

局長 元木勇治 次長 今村好一  
書記 佐野純子

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第22期第24回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ、16人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、1番議席の吉井委員、4番議席の土方委員、10番議席の鈴木委員につきましては、本日、都合により欠席する旨の連絡をいただいております。また、9番議席の川端委員につきましては、本日遅れる旨の連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を元木会長、よろしく申し上げます。

○議長（元木会長）　皆さん、こんにちは。早いもので今年も2月に入り、立春も過ぎ、暦の上では春になりましたが、まだまだ朝晩冷え込むときがございますので、体調には十分気をつけてください。

また、新型コロナウイルスに関しましては、緊急事態宣言が出てからもうすぐ2か月となります。感染者数も減少傾向になってまいりました。そして、高齢者のワクチン接種が4月12日から開始されるというような報道もされております。農業委員会としましては、引き続き感染予防対策を取りながら総会のほうを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事日程に従いまして、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、6番議席の鳩山委員、8番議席の榎本委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○佐野書記　それでは、資料、報告第2号を御覧ください。報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地を農地以外のものに転用するものです。

番号1を御覧ください。それでは、御説明いたします。土地の所在は東つつじヶ丘3丁目●番●外1筆、面積は合計で1,801平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は株式会社東栄住宅であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。鈴木委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。これらの土地は、第四中学校の南西側にある土地であり、生産緑地ではありましたが、相続による買取り申出を経て、行為制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。なお、1月4日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受理し、1月6日に受理通知書を交付しております。

続いて、番号2を御覧ください。土地の所在は国領町2丁目●番●外1筆、面積は合計で416平方メートルであります。譲受人は●●●●氏、譲受人は株式会社アーネストワンであり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。関口委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。この土地は第七中学校の南側の土地であり、生産緑地ではありませんが、今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。なお、1月4日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受理し、1月12日に受理通知書を交付しております。

続いて、裏面、番号3を御覧ください。土地の所在は小島町3丁目●番●、面積は90平方メートルであります。譲渡人は誠賀建設株式会社、譲受人は●●●●氏であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。杉崎委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。この土地は富士見台小学校の北側の土地であり、生産緑地ではありましたが、相続による買取り申出を経て、行為制限の解除となっております。その後、農地法第5条の届出により、開発業者への所有権移転となっていました。今般、分譲住宅の建設が計画され、元地番から分筆を行い、改めて農地法第5条の届出がなされたものであります。なお、1月14日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受理し、1月15日に受理通知書を交付しております。

専決処分の報告についての説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から説明がございました。何か御質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

御質問、御意見もないようですので、報告について承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の議案についてです。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局が朗読します。お願いします。

○今村事務局次長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、上記の議案を提出する。令和3年2月25日。提出者、調布市農業委員会会長、元木幹夫。

以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案について朗読がありました。続いて、提案理由の説明をお願いいたします。

○佐野書記 議案第1号について御説明いたします。農地を農地として所有権の移転を行う場合には、農地法第3条で農業委員会の許可が必要とされております。今般、農地の所有権移転の許可申請がありました。農地法第3条の許可を受けなければいけないとされている行為は、農地等についてこれを転用する目的以外で所有権を移転、または地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利等の設定する法律行為であります。つまり、農地を農地として所有権の移転や、農地の所有者が農地として他人に土地を貸すような場合には、農業委員会の許可が必要になります。農業委員会は、農地法第3条の許可申請があったときには、許可条件である以下のことについて諮り、許可、不許可の決定を行います。

許可条件として、1つ目は許可を取得しようとする者は、耕作等の事業に必要な機械の所有状況、従事者から見て、農地取得後、耕作等の事業に供すべき農地を効率的に利用して、耕作の事業を行うことができるかどうか。2つ目は権利を取得しようとする者は、その取得後において行う耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが可能か。3つ目は権利を取得しようとする者が、その取得後において事業に供すべき農地の面積が50アールに達しているかがあります。これら3点について、許可申請書の記載内容及び添付書類の審査を行い、現地調査をすることになります。ちなみに相続による所有権の移転は、被相続人の死亡による法律上、当然に生ずる効果であることから、第3条の許可の対象ではなく、農地法第3条の3の届出になります。

資料の議案第1号を御覧ください。土地の所在は佐須町4丁目●番●、地目、登記は田、現況は畑でございます。面積は850平方メートル。譲渡人は●●●●氏、●●●●氏、●●●●氏、●●●●氏、●●●●氏の5名、譲受人は●●●●氏であります。

譲受人の●●氏は御家族で農業経営に取り組まれております。今回の土地は●●氏の御

自宅から徒歩7分のところにあり、すぐ近くに1,700平方メートルの農地を所有されております。農地法第3条の許可取得後は、この農地も土地も農地として一括管理する予定であります。令和3年1月29日に、元木会長と小野副会長、地区担当の原委員及び事務局職員で現地の確認及び譲受人である●●氏について調査を実施いたしました。この調査では、先ほど御説明した農地法第3条の許可条件である1つ目と2つ目になりますが、権利を取得しようとする者、今回は●●氏になりますが、土地の取得後、自己所有の農地を効率よく常時肥培管理することが可能か否かを確認させていただきました。地区担当の原委員から周辺の農地も問題なく肥培管理されていること、当日、●●氏からも土地取得後は畑として常時肥培管理していくこと、今後は息子の妻も就農していくことを確認しております。

3つ目の権利を取得しようとする者、今回●●氏が、その取得後において、事業に供すべき農地の面積の合計が50アールに達しているかにつきましては、農地法第3条の許可申請書の添付書類から、●●●●氏が所有する農地が今回取得する農地と合わせて50アールに達していることを確認できました。また、申請書類等には、耕作に必要な機器等の所有につきましても、トラクター3台、耕運機1台、管理機5台を所有しているとの記載がありました。

先ほども御説明しましたが、取得された農地は●●氏の所有の農地のすぐ近くであり、農業従事者として御親族を1名増員予定であることから、より効率的な農業経営が行われるものと思います。

説明は以上になります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長　ただいま事務局から説明がございました。このことについて、何か御質問等ありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問、御意見もないようですので、報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認め、そのように決定することといたします。

続きまして、日程第5、報告事項を議題といたします。本日は2点ございます。

まず、令和2年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）につい

て。以上2件を事務局より説明いたします。

○佐野書記 報告事項ア、令和2年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況についてであります。

最初の表、令和2年度農業委員会審議状況(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請が1件、面積は850平方メートル。第3条の3の届出、第18条及びそのほかのものはありませんでした。

下の表、令和2年度農業委員会審議状況(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、農地法第4条の届出はありませんでした。所有権の移転を伴う農地法第5条が件数3件、面積2,307平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和2年度目的別農地転用状況について御説明いたします。令和2年度農業委員会審議状況(2)、宅地として農地転用したものの内容でございます。今回の総会審議状況で前回から変更となった部分でございます。

農地法第4条では変更はありません。

農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが件数29件、面積2万6,212.47平方メートルであります。内訳の合計は表の右の合計欄、件数38件、面積3万2,919.36平方メートルであります。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項イを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。この証明は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は、佐須町4丁目●番●外42筆、面積は合計で1万7,045平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。原委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は、深大寺東町1丁目●番●外5筆、面積は合計で4,251平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。井上眞一委員が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は、深大寺南町5丁目●番●外1筆、面積は合計で792平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。井上眞一委員が現地確認をしております。

番号4について御説明いたします。土地の所在は、布田3丁目●番●外4筆、面積は合

計で2,939平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。小野副会長が現地確認をしております。

番号5について御説明いたします。土地の所在は、深大寺東町2丁目●番●外4筆、面積は合計で1,513.31平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。井上一郎委員が現地確認をしております。

なお、番号1から番号5につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。このことについて何か御質問ございましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

御質問、御意見もないようですので、報告の2件を承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。

○元木事務局長 それでは、その他報告及び連絡事項について説明します。次回の総会のほうなのですけれども、3月18日木曜日、午後3時から調布市たづくり1001学習室で行います。役員会は、同じ日の午後2時30分から同じ会場で行いますので、よろしく申し上げます。

また、その他として本日も「農業対策ニュース」などの配付物を配付しておりますので、後に御覧ください。

事務局からの説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。このことについて何か御質問ございますか。ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

御質問もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了いたしましたので、これで第22期第24回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3 時25分

調布市農業委員会議事規則第13条の  
規定によりここに署名押印します。

令和 年 月 日

議長

署名委員

6 番委員

8 番委員